

令和8年9月市議会定例会議 総務常任委員会資料

1. 福島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件 …… P 2

【地域共創課】

政策調整部

(議案第99号)

福島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、当該規則の条項を引用している福島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の改正を行うもの。

2 地方自治法施行規則の一部改正の概要

個人情報保護のため、下記の内容について改正がされた。

(1) 市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示において、代表者等の住所を告示することを廃止する。

(2) 認可地縁団体台帳の写しについて代表者等の住所を原則、非表示とする。

ただし当該代表者等本人からの申し出がある場合は、住所を表示して交付する。

3 条例の施行予定日

令和8年10月1日